

# 回 答 書

質問議案番号：第3号議案

質問者：藤代秀一

いただいた質問書の内容のうち、質問に該当する箇所に対してのみ回答いたします。  
会員が個人的意見を述べられている部分に対するコメントは、本質疑の趣旨から逸脱するため差し控えます。

## 1. 運営期方針・事業計画の策定について

まず、運営期方針・事業計画を策定した時期（3月下旬～4月上旬）は、2か月半に及んだ2度目の緊急事態宣言が解除され、神奈川県においても未だまん延防止等重点措置が実施されておらず、感染者数も減少傾向にあったため、現在とは状況が少し異なっていたことをご理解下さい。

現時点においては、コロナ禍以前と同様の支部活動を行うことは困難に思われます。しかしながら、事業実施期間である来年の3月末日まで、コロナ禍以前と同様の支部事業、あるいは感染防止対策を講じた代替事業の実現可能性については、全くないとは断言できない以上、また、現状を踏まえつつもコロナ禍が明けたことも想定して事業計画を策定しなければ、事業自体の実現可能性を全く無くすことになることから、実現可能性への希望を持って事業計画を策定した次第です。

なお、既にお手許に届いております本会議案書をご覧いただければと存じますが、本会の事業計画もコロナ禍が終息した場合のことを想定して策定されております。本会と足並みを揃えるといった意味でも、コロナ禍終息の可能性も視野に入れた事業計画を策定いたしました。

## 2. 研修部の事業計画について

コロナ禍が明けるまで、本ガイドラインを適用して支部研修を実施する予定です。

5回の支部研修の内容については、基本方針に基づき、業務に関する知識の向上に努める「頑張っている」会員の一助になるものとなるよう、研修部長を中心に企画・立案を図ります。

また、研修において使用するビデオカメラ等の機材を購入する予定であるところ、これらの機材については相談部や広報部、厚生部の活動においても使用することを視

野に入れていることから、総務部において備品購入費（¥200,000）を計上しております。

### 3. 相談部の事業活動について

本年度の区役所無料相談会の開催・特別弔慰金請求受付への相談員派遣・行政相談員事業の支援については、既に行政からの要請を受け、本年4月から実施しております。

また、昨年は中止となりましたが、神奈川県運輸支局年度末相談会も、当局からの要請があり、会員の感染予防に万全を期することが出来るのであれば、開催する予定です。

そして、区役所相談員・相談員補研修、連絡会及び勉強会については、可能な限り対面で実施したいと考えておりますが、その時点の社会情勢などを踏まえ、必要であればリモートにて開催する予定です。

最後に、街頭無料相談会の開催について、現時点においては困難に思われますが、開催できる可能性が全くないとは断言できない以上、相談部長を中心に、開催の実現可能性及び開催方法について慎重に協議の上、実施する方法を検討いたします。

### 4. 厚生部の事業活動について

現時点においては、コロナ禍以前と同様の厚生活動を行うことは困難に思われます。しかしながら、事業実施期間である来年の3月末日まで、コロナ禍以前と同様の支部事業、あるいは感染防止対策を講じた代替事業の実現可能性については、全くないとは断言できない以上、また、現状を踏まえつつもコロナ禍が明けたことも想定して事業計画を策定しなければ、事業自体の実現可能性を全く無くすことになることから、実現可能性への希望を持って事業計画を策定いたしました。

現時点においては厳しい状況下にあります。この状況下においても実施しうる厚生活動を、厚生部長を中心に議論し、本年度の基本方針でもある「ベテラン・若手共に参加したいと思える」厚生事業を計画・実施したいと考えております。

また、本事業計画の策定時点においては、政府は4人以下の会食を推奨していたことから、当支部に來られて間もない会員等を対象とした、少人数の会食を厚生事業として計画しております。

#### 5. その他の会員支援事業（広報）について

上記支部活動の他、基本方針である「頑張っている会員の助けになる支部活動」の一環として、支部ホームページの内容強化、及びパンフレットの作成・配布などにより、支部会員とその地域の市民とを繋げる広報活動を行う予定です。

#### 6. 昨年度の予算執行率を本年度の事業計画の策定において考慮したかについて

上記1. で回答したとおりです。

#### 7. 現在の財務バランスの適正性について

繰越金削減に努めるため、収入予算¥3,857,100 に対し、支出予算¥7,067,233 を編成いたしました。

#### 8. 支部会費の減免について

コロナ禍により人と直接会う事業の実施が以前と比べると容易でないことから、役員会において期間を限定して支部会費を減免することも検討いたしましたが、1度減免したのち元の金額に戻すとき、会員への周知が及ばないことにより減収の恐れがあることから、支部会費は現状を維持し、その金額を元に編成できる予算によって、支部会員の交流や研鑽の機会を充実させるという結論に至りました。

#### 9. 「コロナ対策一時支援金」の給付について

まず、「我々行政書士の仕事（収入）にもただならぬ影響があったと思います。」とありますが、あくまで推測に過ぎず、具体的根拠（事実）がありません。支部会員の数も本年4月1日時点において210名であり、昨年度から増減はありません。

そして、前述のとおり、当支部の会員は現在210名であるところ、この210名から振込口座を聴取し、振り込むという作業は、膨大な労力と時間を要します。また、支部会員の中には支部会費を未納の会員もいます。

具体的根拠（事実）を欠く推測に基づき、膨大な時間と労力を要し、しかも支部会費を支払っていない会員が支部会費を出捐した会員と同じ恩恵を受けるという事業及び予算の執行は、現執行部としてはいたしかねます。

# 回 答 書

質問議案番号：第4号議案

質問者：岩石貴彦

## 1. 厚生活動費の予算計上について

まず、予算を編成した時期（3月下旬～4月上旬）は、2か月半に及んだ2度目の緊急事態宣言が解除され、神奈川県においても未だまん延防止等重点措置が実施されておらず、感染者数も減少傾向にあったため、現在とは状況が少し異なっていたことをご理解下さい。

現時点においては、コロナ禍以前と同様の厚生活動を行うことは困難に思われます。しかしながら、予算執行期間である来年の3月末日まで、コロナ禍以前と同様の厚生活動、あるいは感染防止対策を講じた代替事業の実現可能性については、全くないとは断言できない以上、また、予算を計上しなければその実現可能性を全く無くすることになることから、実現可能性への希望を持って予算を計上した次第です。

なお、既にお手許に届いております本会議案書をご覧いただければと存じますが、本会予算もコロナ禍が終息した場合のことを考えての編成となっております。本会と足並みを揃えるといった意味でも、緑支部の厚生活動を含む全ての予算案において、コロナ禍終息の可能性も視野に入れた予算編成といたしました。

## 2. 総務部活動費について

まず、相談部の活動費の予算が減少したのは、昨年より市から受託した特別弔慰金請求受付相談員派遣事業の相談員への報酬支払方法が、本会より支部を經由して支払われる方法から、本会より相談員に直接支払われる方法に変更されたことに伴うものであり、コロナ禍を考慮したものではありません。

次に、総務部活動の昨年度の予算（¥291,000）は、会員慶弔見舞金（¥100,000）と他団体総会等祝金（¥50,000）が過半数を占めるところ、前者は会員から申請がなかったため、後者はコロナ禍により総会等に招待されなかったため、執行されませんでした（その余についてはコロナ禍による会議数の減少等により執行されませんでした）。しかしながら、会員慶弔見舞金と他団体総会等祝金については、支部会員から申請があった場合、（コロナ禍で可能性は極めて低いと思われませんが）他団体から招待を受けた場合に備え、計上しておく必要があります。

そして、次年度の予算において、総務活動費として増額させたのは、備品購入費（¥200,000）と備品保管費（¥84,000）を追加したからです。

現在の支部研修はコロナ禍の影響により、ZOOMやY o u T u b eなどを使用して実施していますが、その際に使用しているビデオカメラ等の機材は、役員の私物であり、毀損した場合の責任の所在などを考慮すると、決して好ましい状況ではありません。

また、支部の備品（相談会などに使用する幟や垂れ幕など）の保管も、役員の事務所を間借りしている状態であり、支部の公共財の保管方法としては相応しいものではありません。

支部研修などに使用するビデオカメラやその周辺機器の購入と、トランクルームを年間で借りるために、上記の予算を計上した次第です。

なお、これらの予算を総務部の活動費として計上したのは、その用途を研修部に限定するのではなく、相談部や広報部の事業にも広く利用する可能性を想定したからです。

### 3. 支部会費の妥当性について

コロナ禍により人と直接会う事業の実施が以前と比べると容易でないことから、役員会において期間を限定して支部会費を減免することも検討いたしましたが、1度減免したのち元の金額に戻すとき、会員への周知が及ばないことにより減収の恐れがあることから、支部会費は現状を維持し、その金額を元に編成できる予算によって、支部会員の交流や研鑽の機会を充実させるという結論に至りました。

# 回 答 書

質問議案番号：第 4 号議案

質問者：藤代秀一

## 1. 本年度予算案の執行可能性について

第 3 号議案の質問に対しても回答したとおり、予算を編成した時期（3月下旬～4月上旬）は、感染者数も減少傾向にあったため、現在とは状況が少し異なっております。1か月余りで状況が劇的に変化する訳ですから、年間を通じての予算の執行率がどの程度になるのか、その推測はいたしかねます。

しかしながら、本予算案を上程する以上、支部会員の皆さまからご承認いただいた暁には、役員間において各事業につき調査・研究し、活発な議論を展開することにより、事業計画の実現及びそれによる予算の執行に努める所存です。

## 2. 役員報酬について

第 6 号議案の質問において回答いたします。

## 3. 次年度繰越金について

本議案の支出の部・令和 3 年度予算額の「繰越予定金」に記載のとおり、  
¥1,747,828 です。

## 回 答 書

質問議案番号：第5号議案	質問者：藤代秀一
<p>1. <u>支部規則第8条改正案について</u></p> <p>第6号議案の質問において合わせて回答いたします。</p> <p>2. <u>新旧対照表の記載について</u></p> <p>ご指摘いただいた（役員の任期）は、次頁の第12条の表題（タイトル）になります。</p>	

# 回 答 書

質問議案番号：第 6 号議案

質問者：藤代秀一

## 1. 支部規則及び業務組織に関する細則の改正案の改正主旨について

第 5 号議案の改正主旨、及び第 4 号議案の役員報酬と合わせて回答いたします。

### (1) 改正主旨について

当支部の業務組織は、支部規則 2 条に基づき、会計幹事（経理部）のほか、厚生部・研修部・相談部・広報部・総務部の合計 5 つの業務部から構成されています。

5 つの業務部に対し、現行の支部規則では幹事を 8 名までしか選任できないので、現行の最大員数である 8 名を幹事に選任し、各業務部に振り分けたとしても、2 つの業務部については幹事が 1 人という事態が生じます。

幹事が 1 人しか選任されていない業務部の当該幹事が、体調不良などにより役員会への出席や担当業務部の活動を行うことができなくなった場合、当該業務部の活動に大いに支障を来します。昨今のコロナ禍において、そのリスクは増大しています。

そこで、各業務部に 2～3 人の幹事の配置を可能にすることにより、支部運営の強化を図ると共に、副部長の配置を可能にすることにより、円滑な各業務部の運営を図りたく、役員の増員について承認を求めるものであります。

なお、ワーキンググループに副座長の配置を可能にしたのも、上記と同様の理由です。

### (2) 第 4 号議案の役員報酬について

第 5 号議案についてご承認いただくことを前提とした予算計上ですが、昨年度は支部長 1 名・他の役員 13 名で予算計上していたところ、第 5 号議案が承認された場合には支部長 1 名・他の役員 18 名まで選任できることになるので、5 名増員分として ¥100,000 増額した次第です。